

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	B42。【2024年改正道路交通法】自転車違反に「青切符」「赤切符」。「車は車道を走る自転車を守る法整備」について	下記の内容について、2024年11月1日より施行される事から、市民、車の運転者、酒類の提供者などへの周知が必要。 ・2024年5月17日、国会において改正道路交通法が可決・成立。自転車の交通事故防止を図るため、自転車に交通反則通告制度を適用すること等の内容。 ・政府は、自転車走行中の携帯電話を使用しながら運転や酒気帯び運転に罰則科す「道路道交法」を2024年11月1日より施行することを決定また、これらの違反を繰り返した人には、自転車運転者講習の受講を命令できる道交法施行令の改正も決定し、同日に施行されます。 ・酒気帯び運転に関しては、酒類の提供者・同乗者も。3年以下の懲役、または50万円以下の罰金。こちらは6ヵ月以内に施行。 ・安全の確保:車道を走る自転車を守る法整備も行われ、車道を走る自転車を追い抜く車に対して自転車との間隔に応じた安全な速度で走行するよう義務付け。 ※上記の内容は、吹田警察署のHPに記載されていないように思いますので、市HPへの掲出時は確認をお願いします。	改正道路交通法については、市ホームページに掲載し、市民の皆様へ周知させていただきます。	総務交通室	R6.9.24	R6.10.2
2	せせらぎの道に停まる幼稚園送迎バスについて	佐井寺南が丘公園近くの住民です。〇〇幼稚園の送迎バス午後3時10分頃に阪急バスの佐井寺南が丘バス停に停まります。その前後、〇〇幼稚園のお迎えの親御さんが自転車を歩道に5、6台ほど停め、園児と園児の兄弟たちを遊ばせています。先日(9月4日か5日だったと記憶しています)、杖をついた脚の不自由なご高齢の男性が佐井寺南が丘バス停横をゆっくりと歩いていたところ、〇〇幼稚園の園児の兄弟とみられる子供が急に飛び出し、男性が転倒しそうになっていました。そのときも親御さんは全く見ておらず、おしゃべりに夢中になっていました。この歩道は真ん中にベンチがある関係で歩ける場所が二箇所になっているのですが、自転車の放置と立ち話、走り回る子供で両方の道がよく塞がれています。ご高齢の男性の件もそうですが、これまでも何度も道が塞がれて通れなかったり子供が走り回って歩行者にぶつかりかけたりするなど危ないことがありました。ここの歩道は歩行者も多いので、〇〇幼稚園の送迎バスのバス停を一本中に入った佐井寺南が丘公園の真横にする、自転車を佐井寺南が丘公園の隅など邪魔にならないところに置くなどの対策をして欲しいと思います。〇〇幼稚園にメールを送ろうかと思っていましたがメールアドレスの記載やお問い合わせフォームなどがなかったため、この道路が市道ということと、歩行者と〇〇幼稚園の園児やその兄弟たちのお互いが事故に繋がる恐れがあると感じ、こちらに送りました。市のほうから幼稚園側に送迎バスの停留所位置や停留所付近での保護者・子供の過ごし方、メールアドレスかお問い合わせフォームを設けることなどに関して指導をお願いしたいです。	申し訳ございませんが、私立園に関する指導は大阪府私学課が担当となっております。今回いただきましたお問い合わせ内容・お名前・メールアドレスを大阪府私学課の担当へお伝えさせていただいてもよろしいでしょうか。 また、お伝えが可能でしたら、その後、大阪府私学課から園へ連絡を取らせていただきます。	保育幼稚園室	R6.9.17	R6.10.3

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	ニコチン・ヘイヴン吹田3	市内で健康増進法違反を3件見かけました。それぞれ対応と回答願います。 健康増進法を守らせることができないなら、令和7年4月以降に予定されている府条例の権限移譲は断わって下さい。 市がやっても意味ないでしょうし、府がやるべきだと思います。 (1) ○○ 以前も通報したが未だに店内に灰皿が設置されていた(写真参照)。 健康増進法30条違反である。撤去を指導し、従わないなら罰則を適用して下さい。 (2) ○○ 店の壁1面がなく区画違反であるのに相変わらず店内で喫煙させている。 ○○の通路にタバコ煙が漏れ出し通行人らに受動喫煙が生じている。 壁を作り区画するか、禁煙とするかどっちかを選ぶように指導して下さい。 (3) ○○ 店内を見ると灰皿が設置されていました。 この店は2020年4月以降の開店です。 ストリートビューのタイムマシン機能によると、2020年12月に○○という店がここにはありました。 健康増進法30条違反です。撤去と禁煙での営業を指導願います。 ※写真については、公表しておりません。	(1)通報を受け、○○の管理権原者に対し、灰皿を撤去するよう文書で指導しました。 (2)通報を受け、○○の管理権原者に対し、たばこの煙が通路に流出しないように対策を講じるよう文書で指導しました。 (3)通報を受け、○○の管理権原者に対し、灰皿は撤去して施設内を禁煙とするか、喫煙専用室または加熱式たばこ専用喫煙室を設置するよう文書で指導しました。	健康まちづくり室	R6.9.18	R6.10.3
4	B40。「マイナ保険証の利用手続き」について市HPに掲載要。	市報9月号8頁に、「現行の健康保険証が12月2日に廃止になります」の記事がありますが、内容は“マイナンバーカードの申請をしてください”のみであり、既にマイナカードの保有者が“健康保険証としての登録がまだ”の方への案内周知(厚労省のHP)についての説明文が見当たりません。 ⇒期限まで、残り2か月余りです。政府はマイナ保険証の利用促進を何度も言っておられます。 ⇒吹田市は速やかに市民への周知が必要と思います。 ⇒添付画像B40-1左:市報9月号。右:厚労省HP [吹田市のマイナ保険証手続きの現状] 1)マイナンバーカードのサイトに、「マイナ保険証の利用手続き」の項目無し。 ⇒添付画像B40-2利用手続きなし 2)国保および後期高齢者医療のサイトに、「マイナ保険証の利用手続き」の項目無し。 ⇒添付画像B40-3利用手続きなし 3)探したところ、サイトは、健康・福祉⇒国民健康保険⇒トピックス⇒「マイナンバーカードの健康保険証利用について」が有りました。加えて新着情報に掲載がされていないことから、市民の目に触れる機会は少ないです。 ⇒添付画像B40-4トピックス。新着になし 4)NATSの市民への支援状況は、西宮市、尼崎市、豊中市の3市が、利用登録が難しい方の為に市役所での補助対応の記述あり。 ・吹田市の場合は、厚労省のサイトの利用手続きのYouTubeを見て下さい。動画の内容は、若い方が早口での説明とIT用語のため、高齢者は拒否反応が生じると思います。 ⇒吹田市は、マイナンバーカードに保険証の登録をされたい方への支援の方策について早期に検討願います。 ⇒添付画像B40-5NATSの市民への支援状況 5)健康保険証の廃止後(中略)「資格確認証」を交付予定…のタイトルの“予定”では無く、決定内容を記すべきと思います。 後期高齢者医療被保険者証の廃止のサイト(2024年9月11日)が、新着情報に掲載されていません。 ⇒添付画像B40-6保険証の廃止-予定。後期廃止-新着になし ※上記の状況から、穿った見方をされる方の中には、吹田市は「マイナ保険証」を持たない方が多い。…と市民に暗に知らせておられるのかも… Q1:吹田市のマイナンバーカードの近時点の保有率(対2024年1月末人口比)を教えてください。 [参考:8月現在] 国:74.8%。大阪府:73.1% Q2:吹田市のマイナ保険証(国保・後期高齢者)の最近の利用登録率を教えてください。 [参考:1月現在] 国:全人口の約57% ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	Q1について 令和5年10月16日から吹田市役所にてマイナンバー(個人番号)カードの健康保険証利用登録支援ブースを開設しております。ページの構成上御指摘いただいた箇所(「マイナンバーカード(個人番号)カード」のページ上段)に掲載できませんでしたが、市民の方にとって必要な情報ですので、同ページの下段に別途「マイナンバー(個人番号)カードの健康保険証利用・公金受取口座の登録について」という記事を掲載しており、健康保険証としての利用登録方法や吹田市役所で利用登録支援を行っていることを記載しております。記事が探しにくい点については申し訳ございませんでした。 マイナンバーカードの保有率については、総務省のホームページ(https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kofujokyo.html)の「交付状況」の「【中核市】マイナンバーカードの交付・保有状況」をご覧くださいいただけます。 吹田市をはじめ全国のマイナンバーカードの保有率を確認いただけます。 (担当:市民課) Q2について 吹田市のマイナ保険証の最近の利用登録率は下記のとおりとなります。 国民健康保険 54.4%(令和6年7月末現在) 後期高齢者医療制度 55.2%(令和6年7月末現在) (担当:国民健康保険課)	市民課、国民健康保険課	R6.9.20	R6.10.3

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	B35-2。「ごみ収集車火災」防止の啓蒙が必要	9月12日に投稿しましたが、少し疑問点が有ります。 ・投稿(抜粋):「ごみ収集車火災」時の対応マニュアルは作成されていますか？。 ・市回答(抜粋):「ごみ収集車火災」のマニュアルは作成しておりませんが、ごみ収集車火災も含む事故等の緊急時のマニュアルは作成しており… Q1:投稿した趣旨は、画像のごみ収集車の前に作業員らしき人(軍手)が2人。また交差点内に信号待ちの方が4人おられます。 ⇒素人なりの考えですが、ごみ収集車のガソリンタンクに火が移り、万が一、爆発した時の危険予知をした場合、作業員の方は、延焼中のごみ収集車から離れる。加えてごみ収集車に人や車を近づかせないように。消防車や警察官が来るまでに交通遮断が必要と思いました。また建物の中におられる方は、どうすれば良いのか、消防署の见解を聞かれて、マニュアルの充実化をされたら…。 ⇒添付画像B35-2ごみ収集車火災。西ノ庄交差点 Q2:ごみ収集車火災について、ごみの投入作業中に発火すれば分かりますが、走行中に発火をすれば運転席からは、サイドミラーで煙の確認になるのでしょうか？。煙や熱感知器はあるのでしょうか？。 ・今回の場合は、火災の発生についてどのような状況でしたのでしょうか？。消火器の積載位置は、どこですか？。 Q3:少し前ですが、目の前で2階建ての集合住宅の家庭ごみを作業員が収集車に投入した後、運転席に入り車を即出発。 ⇒これって、一人乗車。万が一、火災発生の場合は対応不可と考えます。再度、委託業者に周知徹底が必要。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	Q1について 貴重なご意見ありがとうございます。今後も様々な課題を検討してまいります。 Q2について ごみ収集車には、煙や熱感知器の搭載はないため、サイドミラーや臭気での確認となります。また、状況としましては道幅の狭い地域で車両火災が発生し、消火器による初期消火を行いました但し鎮火しなかったため、周囲の安全を確認し道幅の広い場所での消火活動となりました。収集車両には消火器の搭載はしておりますが車両により搭載位置は異なります。 Q3について 今回の車両火災を受け、一般ご家庭のごみを収集しているすべての委託業者に車両火災時の対応について指導を行っております。	事業課	R6.9.25	R6.10.3
6	職員の乱脈振りについて	貴庁職員の乱脈振り、市民への忠誠心の欠如は目に余る。 令和5年10月23日には福祉部の主任級の一般事務職員(38歳)が令和3年8月から、吹田市職員労働組合の組合員である立場を利用して、主に休日に職員会館内の組合事務所の部屋を私的に使用し、その時間を勤務していたものとして時間外勤務手当の申請を行い、時間外勤務手当を不正に取得していた故を以て懲戒処分となり (https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019085/1019093/1029871.html)、令和4年6月16日には環境部の主任級の清掃職員(35歳)が自宅からバイクで出勤途上に酒気帯び運転(呼気1ℓあたり0.20mg)で検挙され(https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019085/1019093/1024913.html)、令和3年1月15日には環境部の主任級の清掃職員(55歳)が令和2年10月15日に公用車で部下職員の運転により出張した際、ドラッグストアで酒類を購入し、知人宅や実家へ届けるなど公用車の不正使用及び職務からの離脱があり、同年8月13日及び9月14日も概ね同様の行為があった故を以て懲戒処分となり(https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019085/1019093/1004000.html)、平成30年5月17日には当時福祉部の主任級の一般事務職員であった〇〇51歳が平成28年度会計について460,440円の収入金を口座に入金することなく私的に使用するとともに、支出を過大に計上した虚偽の決算書を作成して団体の決算監査を受け、平成29年度会計については、508,603円の収入金を自席の引出に保管し紛失させるとともに、通帳等の紛失も含め、事案が発生した時点で上司に報告を怠るという忠誠心の欠片もない不品行により懲戒免職となり (https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019085/1019093/1004006.html)、平成28年11月28日には市庁舎警備業務委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき業者と随意交渉し、契約締結を行うべきところ、契約に必要な事務手続及び契約書の作成を怠るという信じがたい役目怠慢により総務部の次長級の一般事務職員(58歳)と同じく課長級の一般事務職(52歳)が懲戒処分となり(https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019085/1019093/1004004.html)、平成26年3月17日には道路公園部の課長代理級(58歳)が阪急宝塚線宝塚行き急行電車の車内で、午後10時頃、乗客の20歳代の女性に痴漢行為を行い (https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019085/1019093/1004003.html)、平成25年5月13日にはまち産業活性部の係長級(47歳)がコミュニティセンター清掃業務において、センターの平成24年10月からの毎日開館に伴う業務拡大に関し、正式な契約変更手続きを怠り、剩上上官と業者の両方に虚偽の説明・報告を重ねた故を以て懲戒処分となる (https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019085/1019093/1004002.html)等、貴庁では忠誠心の欠片もない職員や甚だしい役目怠慢があまりにも多すぎる。	ご指摘の事案につきましては、公務員が率先して法令等を守り、市民の方々からの信頼を得なければならない立場であるにもかかわらず、信用を著しく失墜させる行為でございます。 今後は、このような不祥事が再発することのないよう、市民の方々の信頼回復に向け、服務規律の確保について、より一層全職員に周知徹底してまいります。	人事室	R6.9.30	R6.10.3

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	給食センター計画の件	隣地の給食センター計画について、臭いとか環境影響が大きいと思われますが、近隣住民への事前説明もなく勝手に進められている感があります。吹田市所有地とはいえ強引に進めることに不満あり、反対です。敷地が吹田市内ではないため、吹田市民から反対がなく、話を進めやすいと考えているようにしか思えません。周辺住民の理解は得られているのでしょうか。	本市では、センター方式による中学校の全員給食化を目指し、検討を進めているところです。給食を調理する施設は建築基準法において工場の扱いとなるため、建設できる用地は準工業地域や工業地域などの工業系の用途地域の土地となり、本市市域又は本市周辺にある一定規模の工業系の用地を検討した結果、本市所有地の健都イノベーションパークでの整備が最適であると判断いたしました。 健都イノベーションパークは、国立循環器病研究センターと連携する企業等の進出用地として位置付け、医療・健康関連分野の研究開発と参入促進の場であり、地域住民とともに取り組む予防医療と、運動や食事をはじめとする生活習慣病予防等の健康増進の場となるよう、「健都イノベーションパーク利用基本計画」に沿って企業誘致を行い、数々の施設整備を進めてきたところです。 今回、本市の中学校全員給食を実現するにあたっては、健都イノベーションパークにおける本市所有地を活用し、「食と健康」をコンセプトとした食の実装機能を含む産学連携に資する施設(第2アライアンス棟)を民設民営で整備し、入居する事業者には給食調理等を委託して実現しようとするものです。そのため、民間事業者により整備運営を行う施設となりますので、住民への説明につきましては、これまでと同様に施設を整備する事業者が責任をもって行うものと考えております。 なお、本市といたしましても、事業者募集において、摂津市の地区計画や健都イノベーションパーク利用基本計画に沿った事業提案を求めるとともに、騒音、振動、臭気、粉じん等により地域住民へ悪影響を及ぼすことのないよう周辺住民への配慮を求めるなど、皆様の御理解を得られるように努めてまいります。	教育未来創生室	R6.9.24	R6.10.7
8	吹田さんくすとイオン吹田店の取り壊し工事に関する	吹田さんくすとイオン吹田店を解体工事してほしいです。	解体工事の実施につきましては関係権利者の判断となりますので、市では回答できませんので、ご了承くださいますようお願いいたします。	都市計画室	R6.9.24	R6.10.7

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9	万博公園イベント	万博公園でのイベント(特に花火)開催当日、平気で路駐されており渋滞が発生している。 花火の騒音、路駐での渋滞により吹田市民以外にも迷惑になっている。 イベントの日は路駐しても吹田警察は黙認しているのか？ さっさと切符きって動かすようにしろ。 収益の為に吹田市民、近隣住民の事を全く考えてないんですね。 近隣住民、近隣の市へ迷惑を掛けるな。	吹田市では令和6年3月に実施された花火イベント以降、万博記念公園管理者である大阪府及び同公園の指定管理者である万博記念公園マネジメント・パートナーズに対して、花火や音の出るイベント開催時には周辺住民の迷惑にならないように実施するようにと継続的に指導しており、今後のイベントの騒音について当課から継続的に指導し続けて参ります。 また、イベントの開催責任者から、今後の花火イベントは花火の大きさを小さくすること、打ち上げ時間を短縮すること等の対応を行うと聞いております。 具体的な対策や内容の詳細については、下記の団体に問い合わせがあった際には説明を行うよう伝えていますので、御確認いただけると幸いです。 よろしくお願いいたします。 (連絡先) ・大阪府日本万国博覧会記念公園事務所企画課 (Tel: 06-6877-3339、06-6877-3497) ・万博記念公園マネジメント・パートナーズ (Tel: 06-6877-3370) ※営業時間外、休日には警備員が応対し、担当者から折り返し連絡するような形式となっています。 (担当: 環境保全指導課) 交通規制を所管する吹田警察署に頂きました御意見を伝えてまいります。 (担当: 総務交通室)	環境保全指導課、総務交通室	R6.9.24	R6.10.7

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	B41。吹田市HP(Top頁)の下段の「吹田市公式SNS」内のX(旧Twitter)の存続の検討が必要。	「X」の内容を見ると吹田市は、「災害情報など緊急性の高い情報を中心に発信します。」との事ですが、吹田市が発信している情報は2018年～2022年であり、2023年 & 2024年は発信無し。広報課はメンテナンスを全くされていないと考えます。また、市民が、見ておられるのかも甚だ疑問。 1) 主な内容は、2018年の台風による停電。2019年の千里山交番襲撃事件。2020年からのコロナ関係。2022年の不発弾発見のみ。買い物キャンペーンの紹介や特別低額給付金(10万円支給)の申請書を本日発送…は対象外と思います。 ⇒新吹田市民になられた方が発信日を見ずに、内容を読まれた方は最初の“千里山交番襲撃事件”について目に触れ、“拳銃が奪われ逃走中”を見られたら「何。これ！」と驚かれませんか。 ⇒添付画像B41-1市HP「X」画面 2) 2024年の能登半島地震、南海トラフ地震臨時情報、台風10号、糸田川氾濫注意、竜巻注意報、9月1日の防災総合訓練などの発信は皆無です。 3) 掲載の順序が、最初に2019年の千里山交番襲撃事件で有り、発信年も混在(入り乱れて)しており、時系列化されていません。 ⇒非常に見難い状態です。私は、最新の発信内容が最初に表示で、古いものが下段になる降順と思っています。 4) 後藤吹田市長さんのメッセージも2件ほどで、活用されているとは思えません。 5) 発信内容にタイトルが無く理解困難なものもあり、吹田市に転入された新市民の方は、この「X」サイトのメンテナンスが全くされていない吹田市広報の信頼度・不安感を抱かれる可能性が有ります。 6) 危機管理室は、9月1日の防災総合訓練に伴い、市HP(Top頁)を“緊急版”に切り替えておられ、「公式X・LINEで発信訓練を行います」の記述が有りますが、発信はされましたのでしょうか？ ⇒添付画像B41-2防災総合訓練時の市HP画面 ⇒発信された内容は、吹田市公式X(旧Twitter)のサイトのどの部分に掲載がされたのか、教えて下さい。 ⇒危機管理室は、市HPの“緊急版”の編集時に、サイトの最初の発信内容が“千里山交番襲撃事件”である事から、疑問に感じておられないので、危機管理意識を高めて頂きたい。 現状の「X」では、緊急時に使い物になりません。広報課と早期に協議をされたし。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	吹田市公式Xは、現在も災害情報など緊急性の高い情報を中心に発信しており、2024年においても南海トラフ地震の臨時情報や台風、疫病関連の情報などを発信しています。 9月1日の吹田市地域防災総合訓練についても、同日10:17に訓練内容、12:14に実動訓練終了のポストを行っております。 なお、吹田市公式Xにつきましては、SNS「X」を運営している×社のシステム仕様によるため、利用される環境に応じて最新の情報が表示されない場合があります。最新の情報をご覧いただく方法の一つとして、SNS「X」のウェブサイト内にある吹田市公式アカウント「吹田市役所」(https://x.com/SuitaCity_Osaka)を選択して表示させることが可能です。	広報課	R6.9.24	R6.10.8

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
11	B43. 吹田市HPの新着情報に「同一タイトルのものが最近2件、同じ日に掲出あり」	市民は、市HPを閲覧された時にどのように感じられるのか考えて頂きたいです。市職員、決裁をされた上司の資質が問われます。 1)9月18日:屋外広告物パネル展2024を開催します(都市計画室) 2)9月12日:吹田市民文化祭(文化スポーツ推進室) ⇒添付画像B43。同一タイトル掲出2件 ※市HPの維持管理をされている、広報課の方へ。以前の投稿に対する回答で「HPは、チェックしています」⇒このような現状では、吹田市に対する信頼度が低下。 ・同一名称のHPへの掲出防止について、マニュアルにはどのように記載されていますか。 ・上記の2件について、当該部所に指導を願います。 ・ネットの「人事用語集」に“ハインリッヒの法則”があります。1件の重大事故の背後には、重大事故に至らなかった29件の軽微な事故が隠れており、さらにその背後には事故寸前だった300件の異常が。「1:29:300の法則」とも呼ばれます。 ⇒確認不足によるミスは、大きなミス(金銭・人命)を惹起する可能性が。 ※人事室に新入職員への教育の観点から供覧を願います。私は新入社員教育時に教わりました。 ※危機管理室に安全管理の観点から供覧を願います。 ※情報政策室はDXに取り組んでおられる事から、市民への周知状況の観点から供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	HPのタイトルに関しては、主題が明確にわかる具体的なタイトルであり、他のページと重複しない固有のタイトルにする旨をガイドラインに記載し、運用しています。 ご指摘いただきました2件については、各担当へ情報共有しています。	広報課	R6.9.24	R6.10.8
12	花火開催の基準について	9/23 19:00頃花火と思われる騒音がありました。 阪急南千里駅付近ですがテレビを見ている気になる大きさの音でした。 気象条件で音の到達範囲は異なるとは思いますがどのような基準で許可を出しているのか教えていただきたいです。 吹田市内での担当のたらい回しが無いように調整のうえ回答いただきたい。 もし自治体の許可が不要だという事であれば苦情を伝えるのは何処になるのか教えて下さい。 ちなみにどこで開催していたかご存じであれば合わせて教えて下さい。 本件事前に案内的なものはありませんでした。	環境保全指導課より、お問い合わせいただいた「花火開催の基準について」の回答をいたします。 万博記念公園の自然文化園で令和6年9月21日、23日に花火イベント(DisneyMusic&Fireworks2024)が開催されました。 本イベントを含め花火大会の開催については吹田市が許可を出しているものではなく、万博記念公園管理者である大阪府及び同公園の指定管理者である万博記念公園マネジメント・パートナーズが管理のもと開催しているものです。 吹田市では令和6年3月に実施された花火イベント以降、これらの団体に対して花火や音の出るイベント開催時には周辺住民に配慮して実施するように継続的に指導しており、今後のイベントの開催時についても当該課から継続的に指導し続けて参ります。 また、団体から、今後の花火イベントは花火の大きさを小さくすること、打ち上げ時間を短縮すること等の対応を行うと聞いております。 具体的な対策や内容の詳細については、下記の団体に問い合わせがあった際には説明を行うよう伝えていきますので、ご確認いただけると幸いです。 よろしくお願いいたします。 (連絡先) ・大阪府日本万国博覧会記念公園事務所企画課(TEL:06-6877-3339、06-6877-3497) ・万博記念公園マネジメント・パートナーズ(TEL:06-6877-3370) ※営業時間外、休日には警備員が応対し、担当者から折り返し連絡する形式となっている旨を上記団体より聞き取っています。	環境保全指導課	R6.9.24	R6.10.8

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13	職員の対応 国保担当の〇〇氏について	このたび、前もって電話相談したにもかかわらず口座の差押を国保からされました。その時。国保担当の〇〇には電話口で、そのままにしておいてもらってもいいです。と言われ、それ以外の説明や差押の説明ありませんでした。 以前に差押の話をしているから説明をしなくても良かったと言うのが〇〇の見解です。 市民はそれではわかりません。相談に応じてくれたと思います。その後放置とみなされて…結果差押。 現在、所持金1000円です。ようやく就職先が決まり、市民税と国保の分納ついてご迷惑をお掛けしない金額の支払いのめどの相談の2日前にいきなり差押。給料の支払いまでの繋ぎの20万円を何とか口座に用意して、家賃、光熱費、生活費の出費にあてる準備が出来た矢先に、国保で差押されました。何もかも支払いが出来ません。生活も出来ません。 福祉に相談してくださいと軽々しく言う〇〇。 決して、それまで放置などせず、市民税と国保に電話連絡を行いました。 市民税課の〇〇さんには、こころより感謝申し上げる程の親切な対応でした。吹田市役所でも〇〇さんをお手本に教育された方が良いと思います。 その反面、国保の〇〇は電話にて適当な対応をしたからこのような差押まで起りました。 自分以外にも、他の市民の方にも、この〇〇という職員にメンタル面も含めて、最低限の生活の人権侵害を受けていると思うので、〇〇に対する嚴重な注意を含め、このような職員は窓口と電話対応を一切やめてもらいたい。 市民税課の〇〇さんを含めて他の職員の方は、とても丁寧な方ばかりです。 今回の〇〇の適当な対応、何かにつけて、法律に乗っ取り差押しているだけです。等と、市民が生活を立て直すため必死になっているにも関わらず、返済する意思を侵害する発言と、〇〇の差押前の電話での相談に対する説明不足について、この様な事が今後起こると思うので市役所で検討して頂きたい。	この度は、本市職員の対応について不快な思いをされたことにつきましてお詫び申し上げます。 御意見をいただきました件について説明させていただきます。 まず、法律によりますと、国民健康保険料は正規の納期限までに必ず納付いただかなければならないこととなっており、分納という制度はございません。 正規の納期限を過ぎて納付がない場合は、納期限後30日以内に督促状を送付しなければなりません(吹田市債権管理条例第5条)。また、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、徴収職員は滞納者の財産を差し押さえなければなりません(国税徴収法第47条)。 ただし、法律(地方税法第15条及び国税通則法第46条)に定める要件に該当するときは申請により1年以内に限り徴収猶予できることとなっており、実際には法律上の徴収猶予の要件に該当しない場合でも、1年以内に完納となる納付計画を立てられた場合には、便宜上の分納処理を行ない、履行中は状況により滞納処分を保留していることもございます。 〇〇様の場合は、分納により納付いただいておりますが、1年以内に完納できる納付計画となっておらず、増額の依頼、及び財産調査の上での差押がある旨の説明をさせていただいていたところです。 前もって電話相談され、担当した本市職員の〇〇が「そのままにしておいてもらってもいいです。」と申し上げたとのことですが、本市の面談記録によりますと差押の直前に分納を受付けた職員は〇〇ではなく、また〇〇を含め担当職員全員に聞き取りも行ないましたが、過去にそのようなことを申し上げた記憶はないとのことでした。 納付相談を受ける際には、市民の方の御事情をお聞きするとともに、法律に基づいた説明を行なうよう、平時より職員に指導しており、納付が困難な方におかれましては御負担に感じられることもあると認識しているところでございます。 あくまでも納期限を過ぎている保険料は、法律上、一括納付が必要であり、分納は便宜上の処理により行っているものでございます。	国民健康保険課	R6.9.30	R6.10.8

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
14	個人情報管理に関する苦情	先日花火イベントの開催認可に対する質問を行いました、本日実施団体から状況説明のメールが届きました。 私の質問をメールアドレスを含めて転送したと思いますが私は許可していません。 個人情報に対する認識が不十分で不適切な対応ですので個人情報管理責任者からの説明をお願いします。 理由は説明しませんが万博運営組織に名前を知られるのは非常に困るのに知られてしまいました、責任取れますか？ もう1件黙認した案件もありますのでメールを送っていいアドレスを教えてください。メールの誤送信ですが事後なんの対応もありませんでした。	市政に対するご意見・ご要望(市民の声)については、送信フォームの冒頭部に注意点を掲げており、その中で、「国や府などに関することについては、市ではお答えできませんので、それぞれの窓口にお問合せください。このようなご意見が市に寄せられた場合は個人情報を含めて関係機関に内容を伝達いたします。」と記載しております。 9月23日に〇〇様からお送りいただきましたご意見・ご要望につきましては、大阪府が所管しております日本万国博覧会記念公園に関するものが含まれていましたことから、本市としましては、これに基づいて大阪府(広報広聴課)に伝達したものです。 その後の処理につきましては、本市ではわかりかねますので、お手数をおかけいたしますが、大阪府(広報広聴課)へお問い合わせいただきますよう、お願い申し上げます。 【大阪府府民文化部府政情報室広報広聴課】 電話番号:0669449013 Email:fuming05@sbox.pref.osaka.lg.jp なお、本市に関する部分につきましては、環境保全指導課より改めて回答を送信させていただきます。 また、「もう1件黙認した案件もありますのでメールを送っていいアドレスを教えてください。」と記載いただいておりますが、本市に関する内容でございましたら、今回回答をお送りしておりますメールアドレス ko_sodan@city.suita.osaka.jpへ送信いただきましたら、担当部署にお繋ぎし、改めて担当部署より御連絡差し上げます。 本市以外の機関でございましたら、それぞれに広聴担当部署がございますので、直接御連絡いただきますよう、お願い申し上げます。 最後に、今回いただきました御意見につきましても、大阪府に関する内容が含まれておりますので、大阪府(広報広聴課)へ個人情報を含めてお伝えしてもよろしければ、返信いただきましたら対応させていただきます。	市民総務室	R6.10.4	R6.10.8
15	B36。植樹柵内の雑草が伸びすぎです。	1)糸田橋人道橋の西側。画像左の植樹柵の除草願います。 ⇒添付画像B36-植樹柵雑草。糸田橋 ・画像右側の植樹柵内は、剪定されており、発注時の指示はどのようにされていますか？。近隣の植樹柵内の除草はされています。 ・現場検査は、されていないのでしょうか？。検査・検収のルールはどのようになっていますか？ 2)糸田橋人道橋の「橋名板」が取り外されたままであり、取り付けをお願いします。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	糸田川人道橋の西側の長細い植栽帯の除草については、地元の方がボランティアにて年2回草引きを行っていただいております。2回目の除草は9月22日に作業され完了しております。 橋名板につきましては、設置予定はございません。	道路室	R6.9.13	R6.10.9

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
16	B44。詐欺メール「能登半島災害被災の支援金」「国税庁:e-Tax税務署からの未払い税金」ならびに「消費者安全法」の注意喚起の周知要	吹田市は「安心安全のまちづくり宣言」をされていることから、市民への周知が必要と考えます。 1)9月22日にYahoo!のサイトに、「令和6年9月能登半島豪雨緊急支援-Yahoo!ネット募金」のクリックの鉤があり、関連と思わせる詐欺に注意要。 2)定額減税の関連と思わせるメールが、23日から急増。 ⇒添付画像B44-詐欺メール 3)「消費者安全法、第38条第1項」に基づく注意喚起が必要。 ・消費者の安全を守るために制定された法律で、平成21年(2009年)に施行されました。消費者事故等の発生を防止するため、国や“地方公共団体”の責務との事ですが、吹田市はHPや市報などでの市民への周知がされていません。 ※近隣の市(豊中市、伊丹市、枚方市、門真市)では、HPで市民に注意喚起をされていました。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	ご指摘いただきました詐欺メール「能登半島災害被災の支援金」「国税庁:e-Tax税務署からの未払い税金」についてはHPを作成し、併せて吹田市公式LINEで注意喚起を行う予定です。「消費者安全法」については市内公共施設(公民館、図書館、地域包括支援センター等)に消費生活センターリーフレットの配架を依頼し改めてセンター業務について周知を図ってまいります。	市民総務室	R6.9.25	R6.10.9
17	市報の掲載について	女子ゴルフの記事、主催者は日本女子プロゴルフ協会(JLPGA)なのになぜ大会の特別協賛の明治安田生命が特別協賛企業が問い合わせに？ 隣のページの大阪エベッサのようにチームが主催者なので掲載は理解できます。市は平等に対応しなければならないのに一企業のスポンサー大会を宣伝のように市民の税金で載せているのはいいのですか。 募集記事の人数が各50人に対し、ホームページでは日付枚数指定可能で150人で市報と内容が異なっています。 小学生のサッカー教室も午前はセレッソ大阪のサッカースクール、午後はガンバ大阪のサッカースクール。ガンバ大阪のホームタウンでスポンサーの吹田市がライバルであるセレッソ大阪のスクールに市が募集案内をしているのは、ガンバ大阪ファンとしては許せません。 市は内容を把握して載せているのですか。	今回、明治安田レディスオープンゴルフトーナメントを市報に掲載させていただいたのは、吹田市民の皆様をゴルフ観戦に無料招待いただくことで、本市スポーツ推進計画の基本目標2「【みる】スポーツの魅力に触れることができる環境づくり」に資すると考えたことによるものです。 なお、明治安田生命保険相互会社(以下、明治安田)がお問い合わせ先になっていることについては、問い合わせ内容として、応募フォームの入力の仕方、当選連絡方法について等が想定されましたので、明治安田を問い合わせ先としております。また、募集記事の人数が各50人に対し、ホームページでは150人で内容が異なっていることについては、市報校正締切日以降に募集枠を増やすこととなり、ホームページ上に変更を反映したことによるものです。最後に、小学生向けサッカー教室の午前中はセレッソ大阪のサッカースクールとなっていることについて、本教室無料招待は、明治安田にて企画されたものであり、本市において企画内容を変更することはできないためです。	文化スポーツ推進室	R6.9.26	R6.10.9
18	B36-2。植樹樹内の雑草が伸びすぎです。⇒回答が未です。	9月13日に投稿しました冒頭のタイトルについての回答が、未だ頂いておりません。	この度は回答が遅くなり申し訳ございませんでした。 B36Iにてご意見のありました、 1)糸田川人道橋の西側の長細い植栽帯の除草については、地元の方がボランティアにて年2回草引きを行っていただいております。2回目の除草は9月22日に作業され完了しております。 2)橋名板につきましては、設置予定はございません。	道路室	R6.10.8	R6.10.9

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	B48. 吹田市本庁舎職員のお昼の食事場所は、どこで～。	1)市役所のお昼休み時間中でも、市民の窓口対応で3交代業務をされています。早番や遅番の方は、職場では食事(お弁当)が出来ません。窓口近くの職員(正規。非正規)の方々の食事場所は、どこでされていますのでしょうか。駐車場の交通整理員の方々など、把握されていますか？ 2)市役所の食堂は現在、入札業者が居られなくてお弁当業者の方が(約50食?)AM11:30から販売開始対応をされていますが、食堂のテーブル・イス席は、利用されていません。 ⇒上記の窓口近くの職員(正規。非正規)の方々などの食事場所として、食堂の利活用をされませんか？ ⇒添付画像B48-市役所食堂。上:開店前。下:開店後。手前の方は、麺や客 3)市の職員組合の方は、職員の方々の福利厚生として考えて頂きたい。市の担当部署の方も気がついて欲しいです。併せて湯茶の対応もお願いします。 4)吹田市本庁舎で勤務されている全職員の方々の人数は、何人ですか？。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 地下1階の食堂スペースにつきましては、午前11時30分から午後2時まで、職員及び来庁者の食事スペースとして開放しており、昼休み時間中に窓口対応等の業務を行った職員は、当該スペースや職場の会議室などを利用して、食事をとっています。 なお、市が業務委託をしている駐車場の交通整理員につきましては、警備控室、食堂スペース等を利用されているとのことです。 2)について 回答1で記載しましたとおりですが、地下1階の食堂スペースにつきましては、午前11時30分から午後2時まで間、職員及び来庁者の食事スペースとして開放しています。 3)について 食堂スペースにおける飲料につきましては、各自で持参いただくかコンビニエンスストア、お弁当販売事業者及び自販機等で購入いただいております。 4)について 令和6年4月1日現在で約1,100人です。	人事室	R6.10.7	R6.10.10
20	B46. 新着情報で9月26日掲出の「外国人のための専門家相談」について意見要望	サイトを開くと、外国人の方へのチラシには、“漢字にふりがな”が全てふられています。その他の説明文の漢字には、ふりがながされていません。 ⇒添付画像B47-外国人のための専門家相談 ・外国人の方に情報を伝える為には、新着情報ならびにサイトの冒頭のタイトルには、最低限「ふりがな」が必要と思います。 ・個人的には、冒頭および後段の説明文にも「ふりがな」が必要と思います。 ・外国人の殆どの方は、スマホでの情報入手。スマホで見た場合の画面構成が必要。最初の画面では、チラシが見えないと思います。 ・サイトにはQRコードが数個有りますが、スマホでサイトを見ている時のQRのサイトを見る方法を教えて下さい。 ・HPへの掲出に際して、上席者の決裁を受けられましたのでしょうか。 ※広報課に市民への情報周知の観点から供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1 漢字へのふりがなについて 本市ホームページの仕様上、ふりがなをつけることができません。そのため、ページ下部にある「多言語の案内」を分かりやすくするために、ページ上部に赤字で注意書きを追記しました。 なお、本市ホームページは、全ページにGoogle翻訳(自動翻訳)が適応されますので、外国語を母語とする方には自動翻訳を使用できる仕様になっています。 2 スマホ表示でのチラシについて スマホ画面での表示でもチラシはページ上部に表示されるような構成にしております。 3 QRのサイトの閲覧方法について QRコードの上部に申し込みサイトのURLを添付しておりますので、クリックすると申し込み画面に移ります。 4 上席者の決裁について ホームページは担当者が作成し、上席の決裁を受けてから公開しています。	文化スポーツ推進室	R6.10.1	R6.10.11

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21	「市報すいた」に載っている吹田市職員の給与がおかしい	「市報すいた」2023年12月号に載っている、吹田市職員の給与についてです。 ●民間給与が誤り 「市職員(フルタイム会計年度任用職員含む)と民間の平均給与の比較」において、民間給与が556万5406円(国税庁のデータ 令和4年1月～12月)とありますが、国税庁のデータでは令和4年分の民間の平均給与は458万円です。 https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan2022/pdf/002.pdf 「市報に載せたのは上場企業の平均です」や「大阪府の平均です」といった言い訳が予想できますが、そう記されていない以上は誤りです。 ●正規職員と非正規職員の平均給与が混交されている 市職員の平均給与はフルタイム会計年度任用職員、つまり非正規職員の給与を含めた額になっています。 正規職員と非正規職員の給与を別々に記載するのは社会常識です。国税庁のデータでもそうになっています。 「書くスペースがない」という言い訳は、「経験年数別平均給料」「その他の手当」などの重要性の低いデータが載せられている以上、ご遠慮ください。 以上の誤情報、記載不足により、 ・民間の給与が高いという誤った情報 ・市職員の給与に非正規を混ぜることによって、正規職員の給与が低い印象を与えている ・以上2点により、市職員と民間の給与の差が小さいと見せかけている ・非正規職員の平均給与を書かないことにより、待遇の悪さを隠蔽している という卑小な記述が行われています。市職員給与費582万2478円は、正規職員に限ればもっと増える筈です。その給与にふさわしい仕事をしてください。 また、令和4年度の正規職員と非正規職員の平均給与をそれぞれお教えください。	「民間給与が誤り」について 公表しています民間給与は、吹田市における平均給与となりますが、いただきました御意見を参考に、分かりやすい表記となるよう努めます。 「正規職員と非正規職員の平均給与が混交されている」について ホームページに公表しています内容は、「吹田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、定められた要領の様式に則って作成し、フルタイム会計年度任用職員を含めたものとなっています。 なお、令和4年度の平均給与は次のとおりです。 正規職員:624万9476円 フルタイム会計年度任用職員:278万7828円	人事室	R6.10.3	R6.10.11
22	高齢者、障害者等のタクシー利便性の向上	私のように細い道が多い地域に住んでいるとタクシー運転手が方向転換に苦勞する、宅配便やデイスサービスの車の邪魔になる。エンジン車はエンジン音、排気ガスで近隣の方々に気を遣う。また急用でタクシーを使いたいけど運転手不足でつかまりにくいのも大きな問題です。 軽の電気自動車やコンパクト車を導入したタクシー会社にインセンティブとして吹田市が報奨金を支払うなどの特典で小さくて呼びやすい車を増やせないでしょうか。 軽の電気自動車(国土交通省は電気自動車には軽自動車であってもタクシーへの登録を認めている。)はコンパクト、CO₂発生しない、静かと3拍子揃う。また、コンパクトな普通自動車でもセドリックやクラウンよりは良い。コンパクトな車種を採用すると女性の運転手志望が増加し、パート勤務も選択できるようにすればさらに増加すると予想され、運転手不足の解消につながる。 吹田市はニュータウンは別として旧市街は非常に狭い道が多いです。人口も増加する一方でずいぶん住みにくい街になっています。ご検討をお願いいたします。	現時点において本市として、軽の電気自動車に報奨金を支払う等の特典をつける予定はございません。今後市内タクシー事業者様と様々な情報を共有する中で、軽の電気自動車の必要性が増してきた場合においては、本情報を参考にさせていただきたいと考えております。	総務交通室	R6.10.3	R6.10.15

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
23	市報すいたの掲載について	回答をいただきましたが1から4について確認させていただきたいのです。 1 今回、市報に掲載させていただいたのは、吹田市民の皆様をゴルフ観戦に無料招待いただくことで、本市スポーツ推進計画の基本目標2「【みる】スポーツの魅力に触れることができる環境づくり」に資すると考えたことによるものです。と回答をいただきましたが、吹田市は今後色々なスポーツでの招待が受けれるということですね。よい取り組みですね。反対に市民を招待をすれば市報に掲載してもらえるのでしょうか？ 2 また、なお、明治安田生命保険相互会社(以下、明治安田)がお問い合わせ先になっていることについては、問い合わせ内容として、応募フォームの入力の仕方、当選連絡方法について等が想定されましたので、明治安田を問い合わせ先としております。と回答をいただきましたが、ゴルフ大会の問い合わせ先が明治安田生命になっているのはどうしてでしょうか。大会の事を問い合わせても大会の詳細はわからないとのことでしたが… 3 また、募集記事の人数が各50人に対し、ホームページでは150人で内容が異なっていることについては、市報校正締切日以降に募集枠を増やすこととなり、ホームページ上に変更を反映したことによると回答をいただきましたが、市のホームページの掲載は変わってないですが、こちらが問い合わせたからそれまでは気がつかず招待数が違った事がわかったのではないのでしょうか。 4 最後に、本教室無料招待は、明治安田にて企画されたものであり、本市において企画内容を変更することはできないためですとあるが、こちらも明治安田生命と話ができていないのかと察します。わかっているならガンバ大阪のほうに市民を多く参加できるように話をしたら良いのではないですか。 なにか明治安田生命の責任にして市として責任を逃れようとしていませんか。	市報は、事業の内容や目的、スポーツ振興の寄与度などを総合的に判断し、様々な競技の市民招待事業などを掲載しているところです。 次にゴルフ大会の問い合わせ先が明治安田大阪本部になっていることについて、チケットの購入や無料招待などのお問い合わせについて総合的に回答できる窓口として掲載しております。 最後に人数の変更に関する市のホームページの記載は特にせず、最新情報の確認は申込フォームから確認いただくようにいたしました。	文化スポーツ推進室	R6.10.10	R6.10.15
24	千里丘つくし野遊園のボール遊びについて	本日18時ごろに、千里丘つくし野遊園から公園内のネットを飛び越えて、サッカーボールがうちの屋根に当たり、落ちてきた時に車の側面に当たり、車にキズが付きました。確認はしていませんがものすごい音だったので屋根も割れる被害が出ているかも知れません。うちの防犯カメラに車に当たる瞬間は写っております。さんざん、ボールがネットを超えての遊びは禁止を訴えてきましたが、とうとう、キズがつく事象が発生しました。今回は当事者である中学生がボールを取りに来たため、親に連絡をして賠償をしてもらうようになりましたが、被害者、加害者ともとても気分がよくない状況です。このようなことを中途半端にしているのは管理している立場である公園管理課ではないでしょうか？何回も何回も申し上げますが、ボール遊びをしてもよいのであれば、公園外にボールが飛んでいけない対策をして欲しいですし、禁止なら絶対できない対策をしてほしいです。グレーすぎる今の状況でありますから、このようなことが起きます。今年3月にもボールが車に当たることが発生しております。学校に言っても、看板を設置してもボール遊びは行っており、被害は収まりません。現在考えられてる防犯カメラ設置も有効性は少ないと今は考えます。車に被害が出た以上、そのことを看板に書いて、一旦、この場所でのボール遊びはすべて禁止としてください。近隣の小学校、中学校、高校にこのようなことが起き、賠償問題になっていることを周知していただいても結構です。よろしくお願いします。今までみたいなグレーな回答より、抜本的な回答を望みます。それともっと説明してください。メールだけで終わらせないでください。被害者の立場にたって物事を考えて下さい。言い訳ばかりしないでください。納得できる回答をお待ちしております。	公園は市民にとって必要な施設ではありますが、隣接住民の方が過度な負担を負うべきものでもないと考えております。つくしの遊園のボール遊びの件につきましては、お話しさせて頂きました方向で、これからも対応していきたいと考えております。	公園みどり室	R6.9.10	R6.10.16

令和6年度（2024年度） 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	B45。能登半島の豪雨災害での吹田市の輪島市への救援・支援状況を教えてください	9月21日に輪島市に線状降水帯が発生し大雨特別警報が発表され、輪島市では6河川の氾濫で土砂崩れ。山津波による大量の流木や土砂による家屋への被害。市内で浸水。1月の地震時の仮設住宅も床上浸水の被害。5カ所(192戸)。 ・道路の寸断による孤立集落が輪島市で99カ所。停電・携帯電話基地停波で通信障害。断水による影響(飲料・料理・生活用水・病院)。食糧他生活必需品の不足などの報道。 ・9/26現在、輪島市断水2,822戸。 能登地震被災で1～8月に早期退職職員。輪島市17人。石川県109人。 岐阜県の派遣職員から「輪島市災害対策本部は非常に慌ただしい動きが続き、市職員は疲労の色が見える」と。 1)吹田市は、輪島市と「輪島市復旧支援協定」を令和6年4月3日締結されている中で、吹田市のHP、消防本部や水道部のHPには、支援内容が皆無。 ・但し、9月27日に「能登半島大雨災害義援金を受け付け開始」のみ。 2)[大阪府下の支援状況]…ネットのニュース。 ・9/21-大阪府は21日に国からの出動要請を受け、府内6つの消防本部と大阪市消防局は計61人の隊員を輪島市に派遣。14人を救助。 ・9/24-大阪府内の消防本部と大阪市消防局は引き続き行方不明者の捜索や救助活動で、計55人が出発。先に派遣されている部隊と交代。 ・9/26日時点で大阪市消防局を中心とする府内の消防隊員計15隊72人が活動。ヘリによる上空からの捜索。大型水陸両用車や重機を使い、人命救助と捜索に従事。河川の氾濫や道路の崩落で孤立した家屋、集落での救助。 ・9/27-大阪府は、27日にも61人の救助隊員を派遣。 ・9/26-東大阪市は、輪島市の要請を受け、備蓄の土のう袋2千枚を送送。 3)[大阪府以外の支援状況]…ネットのニュース。 ・安否不明者の捜索・救助活動で、岐阜県内の消防が73人。警察、消防、自衛隊総勢約500人の捜索隊。9/22-名古屋市上下水道局。 ・避難所運営支援などで輪島市へ三重県から職員2人。岐阜県と岐阜、瑞穂、関の3市の職員16人。長野県の職員6人。倉敷市社会福祉協議会が被災地へボランティアセンターの運営で職員5人派遣。 ・宮崎県延岡市、鹿児島県始良市が、輪島市へ簡易トイレ・土のう袋、ブルーシート。9/26-今治ライオンズクラブが、タオルや飲料水など12トントラック1台を石川の被災地へ。 ※徳島県は派遣中の職員や、以前から交流のある輪島市門前総合支所の職員に連絡。要望を受け、備蓄していた携帯トイレ、マスク、土のう袋を送る。 ・愛媛県宇和島市が、輪島市ヘトイレカー派遣。熊本から輪島市の道路の土砂除去の重機ボランティア。輪島市の浸水した仮設住宅への支援や中学校体育館の土砂除去ボランティア。 ・総務省から輪島市への「カウンターパート」の支援要請を受けて、三重県が職員2人。徳島県は職員2人を派遣。既に2人の職員を派遣。 ・岐阜県は輪島市の対口支援団体に指定。現地との情報連絡員として職員派遣。 Q1:後藤吹田市長様は、上記の輪島市の状況の中で、輪島市の被災状況の把握、そして支援の要否。内容・方法などについて、いつ・どのように検討、指示をされたのでしょうか？。 Q2:吹田市には、総務省災害マネジメント総括支援員の危機管理室職員2名がおられます。元日の地震時には、「輪島市災害対策本部へ派遣(1月4日～12日、1月17日～25日、3月21日～3月23日)」。市長への助言、幹部職員との調整、被害状況や応援職員のニーズの把握、被災県・関係機関・総務省との連携などを実施。」をされましたが、今回の豪雨災害では、どのように行動されましたか。⇒後藤市長様への進言内容を教えてください。 Q3:吹田市の消防職員が、大阪府大隊(土砂・風水害機動支援部隊)に参加して活動をされたのであれば、労苦に報いるためにも市HPに掲載されませんか。	Q1について 総務省、石川県及び輪島より本市に対するマネジメント支援要請があり、職員を派遣して被災地で活動を行っています。地震対応が続く被災地において、今回の豪雨によるダメージは大きく、市民、職員含め疲弊している状況です。円滑なマネジメントが行われ、被災された方々の日常を少しでも取り戻していただけるよう、輪島市災害対策本部のマネジメント支援にあたっています。 (担当:危機管理室) Q2について 支援については上記のとおりです。市長への助言は、被災地における災害マネジメントであり、本市に対してではなく、輪島市長や、幹部に対して行うものです。 (担当:危機管理室) Q3について 貴重な御意見ありがとうございます。この度の隊員派遣情報につきましては、随時SNSにて広報させていただいておりますが、今後ホームページにも掲載予定です。 (担当:総務予防室)	危機管理室、総務予防室	R6.10.1	R6.10.16
26	市民の健康を守る環境整備について	水遠池右手の遊歩道にて、毎朝6:20頃に三色彩道に向かって歩く50-60代男性(白髪、スーツ、おそらく駅に行く)が歩きタバコをしています。北千里駅付近は歩きタバコ禁止地区ですが、このあたりも同様に禁止エリアにできませんでしょうか。受動喫煙の恐怖と単純に臭いが不快であるため、見かけた時点で都度走ってこの方を追い抜かす必要があります。このあたりはスクールゾーンでありますし、また高齢者も多いため健康を守る環境整備をお願いしたいです。ご検討のほどよろしくお願いします。	北千里駅付近に限らず、吹田市内全域で歩きタバコは禁止されております。いただいた情報は、市内を定期的に巡回している当室の路上喫煙防止啓発員と共有し、指導、啓発の実施に活用させていただきます。	環境政策室	R6.10.15	R6.10.17

令和6年度（2024年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
27	B47。吹田市のHP内の「北摂自治体連携事業」のサイトについての意見要望。	このサイトは、市のHPに9月27日に掲出されましたが、新着情報に掲出がされていません。 ・趣旨は、2025年大阪・関西万博の機運醸成ならびに北摂エリアの魅力発信を目的として、大阪を訪れる方々に向け、会期中に北摂エリアのイベント等で弁当を活用し、各市町を訪れてもらう。 内容は、北摂各7市3町の食材を使った「北摂弁当のレシピコンテスト」の制作の募集案内です。 ⇒添付画像B47-北摂弁当-1吹田市のサイト、食材リスト ⇒添付画像B47-北摂弁当-2募集チラシ画像 1)吹田市のサイトにたどり着くには、市HP(Top頁)⇒最下段の“EXPO2025”⇒関連リンク集⇒北摂自治体連携事業の中の項目内に記載。 ⇒これでは、募集対象者である、高校生や大学生などの目に触れません。 吹田市は、常々「市内には大学が5校有ります」…と言っておられるのに、辻妻が合いません。 加えて、千里金蘭大学や大和大学さんは“食”に関しての取組も有り、周知の方法を考えるべき。 2)吹田市は、今回の「北摂弁当」の取り組みについて報道機関に9月6日に共同リリースされているのに、市のHPへの掲出が9月27日では、遅すぎ。加えてエントリー開始が、9月11日。エントリー締切が10月11日。…では、メニューの検討・食材の確保は非常に困難。 3)吹田市の「北摂弁当の食材」については、収穫時期の制約、価格、必要量の確保面で難しいと思われます。 ⇒添付画像B47-北摂弁当-1吹田市のサイト、食材リスト[右] ・吹田くわい(収穫時期は11月末～12月)、吹田産新たまねぎ(5月頃)、筍(4月頃)。入手先が江坂朝市。 ・コネクトコーラ(飲料)、北摂ベジスイート(画像を見るとクッキーのようで現在売り切れ) ・吹田バナナ⇒リンク先が(ページが見つかりません)。このバナナは「皮も食べれる」、吹田市のふるさと納税の返礼品でもあり、また高価だった記憶があり「収穫時期により返礼不可」の記述がありました。 ※お節介ですが、ネットの情報では、バナナは腎臓病に罹患の方には悪いとの事。⇒今回のお弁当では量が少ないので影響なし。 ・KANDAI BLENDドリップコーヒー(コーヒー豆の挽いたもの) ※応募者が食材の検討をするのに、吹田市のサイトには吹田市の食材のみであり、摂津市のHPでは、全ての市町の食材・入手先のリストの記載が有り便利。 ⇒添付画像B47-北摂弁当-3摂津市の食材リスト 4)吹田市のサイトの説明文には「2025年大阪・関西万博」の語句が全く見られません。何故ですか？ ・近隣の池田市、箕面市、豊中市、摂津市の「北摂弁当」のサイトには、「2025年大阪・関西万博」の記載有り。 ⇒添付画像B47-北摂弁当-4池田・箕面・豊中・摂津市の万博表記 ⇒万博の機運醸成であれば、シティプロモーション推進室は、2025年大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」と「食」は、密接な関連性があると思いますので「2025年大阪・関西万博」の語句は、上記の他市同様に記載すべきだと思います。 5)市HPへの掲出に際して、出席者の決裁を受けられましたのでしょうか？ ※広報課に、万博開催まで6か月ほど。機運醸成の観点から供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	まず、「2025年大阪・関西万博機運醸成」という文言につきましては、いただいた御意見を踏まえ、追記させていただきました。今後、更新のタイミングなどの機会をとらえ、その他のページについても必要に応じ追記等を行います。また、ホームページについては課長級の決裁を受け掲載しております。 次に、「北摂弁当」について回答させていただきます。 ホームページへの掲載は9月6日14時に行っており、添付資料等を改定したため更新日が9月27日と記載がされていたものです。 また、周知につきましてはホームページでの掲載のほか、大学にも別途直接お声かけしております。 食材については、本取組の趣旨として各市町の特産品等のPRも兼ねたものとなっております。各市町の特産品の収穫時期等がコンテスト募集時期と合わないことから、食材確保が難しいものについては、別産地の食材を代用してもよいこととなり、募集期間中に食材確保が難しいものもリストに含まれております。 レシピコンテストのチラシQRコードから各市町の食材と購入先が確認できること、本市特産品等のPRを重視しておりますことから、本市ホームページについては本市の食材のみを掲載しているものです。	シティプロモーション推進室	R6.10.3	R6.10.18
28	B25-2。市HP(新着情報)で8月9日掲出のタイトル「令和6年度第1回吹田市高齢者生活支援体制整備協議会」(後略)について	8月16日に投稿。⇒8月30日に回答して頂きましたが、回答内容に疑問点があり、教えて頂けますか。 【吹田市高齢者生活支援体制整備協議会(すいたの年輪ネット)】更新日2024年8月28日 Q-6:冒頭の根拠法令等「吹田市高齢者生活支援体制整備協議会設置要領」の記述が有りますが、市HPの“例規集”に掲載がされていないように思います。 A-6:例規集には条例・規則等を掲載しており、吹田市高齢者生活支援体制整備協議会の設置につきましては、要領で規定していることから、本設置要領は例規集に掲載しておりません。 Q-6-2:冒頭の【根拠法令等】の用語は、回答内容の【要領】と整合性が有りません。⇒法令ではなく【運用のマニュアル?】の意味合いになると思われます。 ⇒委員の定数が、18名以内。委員報酬が月額8,400円。記述が有ります。 ⇒金銭の支出が伴うものは、市条例化が必要と考えます。⇒金銭の支出は、何に基づいて執行されているのでしょうか。 ⇒【設置要領】には、出席委員への日当の記述は、見当たりませんので教えて下さい。	根拠法令等につきましては、「吹田市高齢者生活支援体制整備協議会(すいたの年輪ネット)」は、介護保険法第115条の45第2項第5号に基づくものです。 設置につきましては、吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、懇談会とし位置づけ、その内容や、委員の人数等を要領(運用マニュアルを含みます)により定めております。 ホームページの記載について、介護保険法に基づくことの記載を追加いたします。 吹田市高齢者生活支援体制整備協議会の委員報酬につきましては、吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針に基づく懇談会であることから、会議出席の謝礼として報償費で支出しているものです。その額については、庁内の審議会等の報酬等を参考に決定しており、議会の議決を受けて支出しているものです。	高齢福祉室	R6.10.4	R6.10.18

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
29	B49. 吹田市民病院の選定療養費の意見要望。	吹田市のHPIに“健康街づくり室”のサイトに、吹田市民病院が、令和3年3月に地域医療支援病院に承認がされました。これに伴い、初診時や再診時に金額の徴収を。の記事が有りました。 1) 記事の中に「選定療養費として徴収する事が義務付けられています」や「初診時及び再診時の選定療養費を徴収することになります」の記事が有りました。 ⇒添付画像B49-市民病院。徴収 2) 一市民として、この「徴収」という語句に違和感を感じます。個人としては、支払いについて趣旨は理解できますが、「徴収」という語句は、市庁舎内で使われて、市民に対しては「お支払い願います」や「ご負担願います」の方がよいのでは…と思います。 3) 吹田市民病院では、患者さんへの周知方法として、看板などではどのように記載をされているのでしょうか？ ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1) 及び2)について 選定療養費の「徴収」という表現につきましては、国の広報等においても使用されており、特段の問題はないものと考えております。引き続き適切な表現での情報発信に努めてまいります。 なお、当該ホームページについては、地域医療支援病院に承認されてから一定期間を経て選定療養費の徴収についての周知は行えたものと判断し、今回の意見要望以前の本年8月中旬に既に削除しております。 3)について 市立吹田市民病院では「選定療養費の徴収が厚生労働省により義務化されています。」「負担金が発生します。」「選定療養費がかかります。」「ご負担いただきます。」といった記載をしています。	健康まちづくり室	R6.10.7	R6.10.18
30	子ども医療証	医療証のサイズが保険証、マイナンバーカードと違うため同じサイズにして欲しい。 何故このサイズなのでしょう？ 常に持ち歩く物なので、お財布に入るサイズでないと別々に持ち歩かなくてはならず不便です。他の市町村でカードサイズがあるので吹田市も是非検討して欲しいです。	本市の各種医療証の大きさは、健康保険証が現在のカード型となる前に多く使われていた、紙の健康保険証と同じはがきサイズの大きさとなっています。 カード型の医療証については、一部の近隣市において導入されているものと承知していますが、カード型の医療証の導入には、システム改修など、一定費用が伴うことなどから、現時点では導入の予定はございません。 いただいた御意見につきましては、今後の施策検討の参考とさせていただきます。	子育て給付課	R6.10.7	R6.10.18
31	ナビダイヤル、書類郵送対応について	国民健康保険課後期グループに書類郵送依頼したのに未だ届きません。 9月17日に郵送依頼の電話をしましたが届かなかったため、9月30日に17時25分ごろ電話をしたらナビダイヤルで無駄に時間を引き伸ばされ17時30分過ぎに呼び出し音になりましたが無言で切られました。 そのためメールで事態連絡し、書類を送付する旨返信をもらいましたが未だに届きません。 ナビダイヤルなどの導入で職員の負担軽減を図られてるのはわかりますが、負担を軽減した分市民に金銭的負担がかかっているのはわかってるのでしょうか。 電話は無料ではありません。 時間を超えたら電話にでないのであれば、そもそもナビダイヤルに繋がらないようにするや電話受付の時間をもっと早く切り上げるなど対策できないのでしょうか？ そもそも職員の方の勤務時間は17時30分までなのでしょうか？しかも依頼した書類は届かない。 しっかりお仕事していただきたいです。 該当課にも不着の連絡はしていますが、ナビダイヤルのこともあり、市として事態確認し回答いただきたい。	先日の17時25分頃にお電話で御連絡いただいた際は、回線が大変混雑しつながらない状況で大変申し訳ございませんでした。また、17時30分過ぎに再度お電話いただいたにも関わらず、終業時間の17時30分を過ぎていたため、お電話が切れてしまい、お客様の貴重なお時間および金銭負担をおかけしましたことにつきましても、重ねてお詫び申し上げます。 御依頼いただきました書類につきましては、9月27日にまだ届いていない旨のメールを受けまして、9月30日に住民票の住所にお送りさせていただきました。10月10日に届いていないとの御連絡を再度いただき、メールに記載いただいたお電話番号にお電話しましたが、つながらなかったため、10月11日に書類を再送するとともにメールで回答させていただきましたところでございます。 お忙しいところ大変恐縮ですが、書類が届いているか御確認いただけると幸いです。届いていない場合は送付先の確認等をさせていただきたく、大変お手数ではございますが、御連絡いただきますようお願いいたします。書類が届くまでお待ちせして誠に申し訳ございませんが、どうぞよろしくお願い申し上げます。	国民健康保険課	R6.10.11	R6.10.18

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
32	給食無償化・塾代補助金	大阪市では早くから給食無償化及び塾代補助金など子どもの為の制度が進んでいるのに何故吹田市は未だにこのような制度がないのでしょうか？ 給食に関しても小学校のように全員が給食提供できないのでしょうか？	給食無償化について 学校給食法上、給食費は保護者が負担することが原則であり、無償化は特段の事情がある場合に時限的に行う必要があるものと考えています。本市小学校の給食費については、急激な物価高騰の影響を受けている子育て世帯への緊急的な支援策として本年9月まで無償化を実施してきましたが、給付金や定額減税等の国による物価高騰対策の実施や消費者物価指数の上昇幅が緩やかになる傾向にあることなど特段の事情が解消されつつあるため、10月からは原則どおり保護者に給食費を御負担いただくものとしています。 (担当:保健給食室) 塾代補助金制度について 本市では、令和6年4月より所得格差による学び・経験の機会の差に対応する貧困対策として、生活保護世帯又は児童扶養手当受給世帯の小学5年生から中学3年生までの保護者に対し習い事費用の助成事業を実施しています。 今後も、対象者のニーズを踏まえ、より効果的な施策展開に向け、必要な検討を行ってまいります。 (担当:子育て政策室) 全員給食について 現在、選択制で実施している中学校給食については、食缶形式による全員給食の、令和10年度中の提供開始を目指し、取組を進めています。全員給食の開始に向けては、本年8月に策定した「中学校の全員給食に向けた基本計画」に沿って、「おいしく、楽しく」食べることができる給食の提供に取り組んでまいります。 (担当:教育未来創生室)	子育て政策室、教育未来創生室、保健給食室	R6.10.7	R6.10.21

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
33	市報の表紙について	何回伝えても改善されないので再度改善を求めます。市報の表紙は記念撮影ではないですよ。 ・10月の表紙は記者だからといって表紙に載せるのおかしくないですか？場所だけでも言葉を付け加えたら伝わります。記者に選ばれた人だけの特権ですか？ ・9月号 吹田フェスタを伝えるのはわかります。ただ、女性の写真(スプラッシュ)について、昨年市民から意見言われていませんでしたか？昨年万博行った時広報の方が嬉しそうに女性の方の写真を撮っていました(私の主観です。)が掲載されていない写真の流用はまさかないですよね？ ・5月号 なぜ彼らなのでしょう？千里北公園と書かれていますが、似たような風景は市内にもあります。彼らを選ぶ理由はコネですか？不公平です。公募してください。 ・3月号 5月号と同じです。しっかり考える職員はいないのでしょうか？できないなら市民に開放してください。別にあなた方に頼んでいませんよ。仕事ならふざけないでください。 ・2月号 風景は問題ありませんが、なぜ女性だけでしょうか？吹田の成人式に参加するのは女性だけですか？撮影した人並びに関係者の趣味が入っているのですか？男女平等ですよ。私以外の市民から同様な意見が出されていたのに改善されないのは、市役所には市民の意見を聞くのが嫌いな人が集まっているのですか？お金を掛けて市報出すなら、自分たちだけでなく市民にも参加させるプロセスを考えるべきではないですか？市民アンケートで不満がないからと好き勝手にやるのはやめてください。改善を求めます。	市報の表紙は公募によるものではなく、普段は市報をご覧にならない方にも見ていただけるように毎月テーマを設定し、テーマに応じて目を引くようなデザインを心がけて作成しております。 テーマにつきましては、その月、特にお伝えしたい施策やイベントが表紙から伝わるよう、主に特集と関連した内容で作成しております。 モデルにつきましては、現地で声をかけてご協力いただいているほか、男女比に関しましては、年間を通してバランスが取れるよう意識しております。 男女ともに参加している成人祭などにつきましては、その号だけで男女のバランスが取れるよう、今後は努めてまいります。 また、ご指摘の写真の流用に関しましても、業務以外の目的でのデータの外部への持ち出しを禁じており、業務外での流用はしておりません。	広報課	R6.10.7	R6.10.21
34	ニコチン・ヘイヴン吹田4	市内で健康増進法違反を4件見かけました。それぞれ対応と回答願います。 (1)〇〇 店先に「1F 13:00まで禁煙、2F 終日喫煙可能」と掲示してあったが、20歳未満立入禁止の記載は見当たらなかった(写真参照)。 是正を指導願う。 (2)〇〇 店先の屋根があって3方向壁に囲われている場所に灰皿が設置され、客が喫煙していた(写真参照)。 ここは屋内に該当すると思う。 健康増進法29, 30条違反なので撤去+禁煙を指導されたい。 (3)〇〇 2階のベランダに灰皿が設置してあった(写真参照)。 〇〇という店の出入口とエレベータとの間あたりの場所。 ここは3方向壁に囲われていて屋根があるので屋内と思う。 健康増進法30条違反なので撤去を指導されたい。 (4)〇〇 標識に日本語の表記がなく、しかも喫煙専用室のものである(写真参照)。 是正を指導願う。 ※写真については、公表しておりません。	(1)について 通報を受け、〇〇の管理権原者に対し、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙専用室の設置及び標識の掲示について指導してまいります。 (2)について 通報を受け、〇〇の管理権原者に対し、灰皿を撤去するよう指導してまいります。 (3)について 通報を受け、ビルの管理権原者に対し、灰皿を撤去するよう指導してまいります。 (4)について 通報を受け、〇〇の管理権原者に対し、正しい標識を掲示するよう指導してまいります。	健康まちづくり室	R6.10.7	R6.10.22

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
35	幼稚園や学校 周辺での喫煙 について	佐竹台幼稚園に通う子供の親です。 今日14時に幼稚園へお迎えに行き、帰ろうと敷地内に停めている自転車に子供を乗せて準備していると濃厚なタバコ臭が入ってきて子供と共にむせました。 外を見るとフェンス越しの歩道で喫煙している二人組の建設作業員のような男性がいました。幼稚園の門を出る際にもタバコ臭く、何人もの親子が受動喫煙させられていたと思います。幼稚園のすぐ目の前かつ門の真横あたりで一人は地べたに座り込んで一人はガードレールに腰を掛けわざわざそんな場所で喫煙するという行為の意味が全く理解できません。かといって子連れで注意する勇気もありませんでした。 幼稚園や保育園や学校など周辺はもちろん通学路は禁煙にすべきだと思うのですが、スモークフリー都市を目指す吹田市として歩きタバコだけを禁止している中で実際は受動喫煙を防ぎきれていないことに関してどうお考えでしょうか！？ 同日お昼には佐井寺小前で自転車タバコの男性とすれ違って臭いのはもちろん危うく火傷しそうになりましたし、いつも東佐井寺小～佐井寺小の前を歩きタバコしている上下デニム姿で白髪混じりの男性も本当に頻繁に見ます！(特に下校時間が多く本当に迷惑です) 佐井寺小前では小学校のフェンスにもたれてタバコを吸うメガネの男性を頻繁に目撃するのと、歩きタバコやポイ捨てされた吸い殻も目立ちます。我が子は来年から小学生ですが、受動喫煙だけでなく火傷をさせられる可能性もあると思うと怖いです。大人の持つ火種の高さは子供の視線の高さなので、最悪失明する可能性もあり恐ろしいです。 市内全域歩きタバコ禁止と条例で決めてもこんなにルールを守れず、ルールを守ったとしても受動喫煙を防げていないのであれば、次の段階は市内全域路上喫煙禁止ではないでしょうか？来年から大阪市はそうなりますし、それに伴い吹田市も更に厳しくすべきではないでしょうか。 大阪市と比べたらかなりマシではありますが(大阪市の路上喫煙が酷すぎるのでそこと比べるのも失礼な気もしますが…)子供たちが安心して登下校できるようにしてもらえませんか。よろしくお願いします！	受動喫煙防止について 大阪府では、受動喫煙防止条例により、全ての府民に対し、他人に望まない受動喫煙を生じさせることがないように努めることが義務付けられています。本市におきましても望まない受動喫煙を防止し、また、喫煙者本人の健康を守るという意味でも本市では「スモークフリーシティ・すいた」の実現を目指し、段階的に取組を推進しているところです。喫煙場所に関わらず、喫煙者の方一人ひとりの意識の向上が必要だと考えており、市としても引き続き、効果的な周知啓発方法について検討し、実施に努めてまいります。 (担当：健康まちづくり室) 市内全域路上喫煙禁止について 吹田市環境美化に関する条例では、まちの美化を悪化させるポイ捨て、火災発生の防止、悪臭対策など都市環境を良好な状態に保つという観点から、市内全域での歩行喫煙及びポイ捨て、路上喫煙禁止地区での路上喫煙を禁止しております。 市内全域路上喫煙禁止につきましては、規制的な手法を用いるのではなく、引き続き丁寧に啓発活動を行い、市民の方々に環境保全意識の醸成を図っているところです。 今回御報告いただいた歩きタバコをしている方の情報は、路上喫煙防止啓発員と共有し、指導、啓発の実施に活用させていただきます。 これからも粘り強く啓発活動を続けてまいります。 (担当：環境政策室)	健康まちづくり 室、環境政策室	R6.10.8	R6.10.22
36	千里山の景観 について	最近、千里山近辺で、カメラを持った若い旅行者らしい人を時々、見かけることがあります。 気になったので調べてみましたが、どうやら千里山があるアニメ番組の舞台となっていて、そのため舞台訪問、聖地訪問のような形で、尋ねてくる人がいるようです。 住宅街を含む地域ですので、大々的に観光的に人が訪れるのは問題がありますが、今のところは、少人数でマナーを守って舞台訪問されている人が多いようです。 今の時代、どの町も、同じような建物、同じような商業施設、チェーン店などの光景ばかりになってしまいました。 しかし千里山は、起伏の特徴的な地形的にも、開発時からの歴史的にも、若い人たちが魅力を感じる景色を擁した街であることが改めて確認できました。 今後とも歴史ある街並みであることを意識しながら、街づくりや環境整備に取り組んでいただけたら幸いです。よろしくお願いいたします。	本市の景観面からのまちづくりの基本的な方向性を示す「吹田市景観まちづくり計画」(令和4年(2022年)4月発行)では、吹田市がめざす景観の将来像を「地域らしさと潤いにあふれ、次代に誇れる美しいまち」としております。その計画の中では、本市の地形や歴史等は吹田の景観特性をとらえる重要な要素としており、千里山を含め、それぞれの地域の景観特性を確認した上でまちづくりを進めることとしています。いただいたご意見も参考にさせていただき引き続き、吹田市がめざす景観の将来像の実現に向け、努めてまいります。	都市計画室	R6.10.16	R6.10.23

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
37	B50。吹田市の「災害時応援協定締結一覧」についての意見要望	吹田市の危機管理室が非常災害時の対応で関係機関と締結。一覧表を作成(令和6年3月31日)をされており、意見要望。 1) 一覧表の中に、“関西電力送配電株式会社”の名前が有りません。大阪ガス株式会社や西日本電信電話株式会社の名前が記載されている事から、必要と思います。 2) 能登半島の地震や豪雨災害に伴う被災家屋対応で、吹田市は、“No.50-大阪土地家屋調査士会”と協定をされていますが、災害時に被災者支援を迅速かつ円滑に実施できるよう、“大阪府行政書士会及び大阪司法書士会”それぞれと協定を締結されたら良いかと思ひます。 ⇒添付画像B50-北摂他市の締結内容(PDF) 3) 一覧表の項目数が、95か所ある事から、万が一非常災害が発生した場合、関係箇所への連絡・要請をするだけでも相当な労力・時間が必要です。 ⇒手際よく行うために一覧表の作成だけでは無く、担当部署の職員への業務分担、役割分担表などは、出来ていますでしょうか。 4) 一覧表の2頁のNo.20に取消線がされていますが、これの説明書きが、最後の8頁の欄外に記載されています。⇒イザという時に迷わないように、当該の2頁の欄外に記載されたら良いと思ひます。 ⇒役所の人事異動が、3～5年毎に行われる…と聞いておりますので。現状では、一覧表を作成した方しか分からないと思ひます。 ⇒添付画像B50-取消箇所 ※南海トラフ地震による注意報道が8月にありましたので、体制の確認が必要かと思ひます。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。	1)について 大阪ガス株式会社や西日本電信電話株式会社とは通常の災害対応連携に加え、後方支援活動拠点の使用、特設公衆電話の設置など協定に基づく連携内容があることから一覧に記載しております。 関西電力送配電株式会社を含む指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み市の活動が円滑に行われるようその業務に協力することを吹田地域防災計画に記し連携を図っております。 (担当:危機管理室) 2)について 大阪司法書士会とは、令和5年(2023年)12月に、災害時における被災者相談業務の実施に関する協定を締結しております。 一方で、大阪府行政書士会とは、同会と大阪府との間で協定が締結されており、これに基づいて災害時に本市に行政書士を派遣してもらうことが可能であることから、現時点では締結を予定していません。 (担当:市民総務室) 3)について 関係機関への要請方法や担当については、受援計画において定めております。実効性を高めるため、訓練を通して協定先との連携強化に取り組んでいます。 (担当:危機管理室) 4)について 参考とさせていただきます。 (担当:危機管理室)	危機管理室、市民総務室	R6.10.8	R6.10.24
38	B46-2。新着情報で9月26日掲出の「外国人のための専門家相談」について意見要望	10/1に投稿。10/11に市から回答を頂きましたが、疑問点があります。 ・前回投稿について、再度の要望。 〔再掲〕外国人の方に情報を伝える為には、新着情報ならびにサイトの冒頭のタイトルの漢字には、最低限(ふりがな)が必要と思ひます。 〔説明〕市回答:漢字へのふりがなについて 1)市回答:本市ホームページは、全ページに Google 翻訳(自動翻訳)が適応されますので、外国語を母語とする方には自動翻訳を使用できる仕様になっています。 ⇒翻訳の対応が、英語・中国語・韓国語で有り、完全とは言えません。また Google 翻訳のサイトには、“正しく訳されないことがあります”…の注意書きが有ります。 ※駅前の喫茶店には、東南アジア系の4～8人のグループの方が、毎週、日曜日に教会のミサの帰りに寄っておしゃべりをしておられました。 加えて、この方たちは、日本語での会話は出来ても、読み書きが不得手…との事でした。 2)市回答:分かりやすくするために、ページ上部に赤枠で注意書きを追記しました。 ⇒この回答では、サイトに入ってから対応であり、先ずは、新着情報ならびにサイトの冒頭のタイトルの漢字に(ふりがな)が必要と思ひます。 ⇒10月10日に注意書きの追加更新をされましたが、市HPの新着更新情報に掲出されていません。 これでは、外国人の方の目に触れません。 ⇒添付画像B46-2外国人のための専門家相談 ※広報課に市民への情報周知の観点から供覧を願ひます。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。	前回もお伝えさせていただきましたが、現在のシステムの仕様上、当該ページにはふりがなをふることができません。 なお、外国人のための専門家相談につきましては、吹田市多文化共生ワンストップ相談センターのホームページにおいて、ふりがなつき及び多言語で御案内しております。	文化スポーツ推進室	R6.10.15	R6.10.25

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
39	「市報すいた」に載っている吹田市職員の給与がおかしい2	■民間給与について 前回の質問への回答で、民間給与556万5406円は吹田市における平均給与とのことでした。 しかし市報に「国税庁のデータ」とありますが、国税庁の「民間給与実態統計調査」に市町村単位のデータは載っていません。 https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan2022/pdf/002.pdf 民間給与556万5406円はどこのデータなのか教えてください。 ちなみにデータを引用する際に引用元を書くのは社会人の常識です。 ■正規職員と非正規職員の平均給与が混交している件 「吹田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、定められた要領の様式に則って作成し、フルタイム会計年度任用職員を含めたものとなっています。 「吹田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に、正規職員と非正規職員の給与を混交して公表せよとは書かれていません。 https://www2.city.suita.osaka.jp/reiki/d1w_reiki/H417901010007/H417901010007.html 従って、その回答はただ「手順」を説明しただけであり、正規職員と非正規職員の給与を混交しなければならない「理由」の説明にはなっていません。 疑問に対して理由を説明するのは、小学校レベルの国語です。このような回答では、吹田市職員の国語力が給与に見合っていないどころか、小学校のレベルを満たしていないと疑念を持たれることを省みるべきです。	民間給与について 記載した民間給与につきましては、国税庁の公表データではなく、本市が課税情報から作成し、国に提出したデータとなります。表記につきましては、分かりやすいものとなるよう改めます。 正規職員と非正規職員の平均給与が混交している件について 公表した資料につきましては、記載方法も含め市で定めた要領に従って作成しているところですが、平均給与の比較にあたり、非正規職員の給与を含める点につきましては、採用する吹田市の民間給与データにアルバイトの給与が含まれているため、市職員についてもフルタイム会計年度任用職員を含めております。	人事室	R6.10.15	R6.10.25
40	B49-2. 吹田市民病院の選定療養費の意見要望。	10/7に投稿。10/18に市から回答を頂きましたが、意見・要望。 1)【投稿内容(再掲)】記事の中に「選定療養費として徴収する事が義務付けられています」や「初診時及び再診時の選定療養費を徴収することになります」の記事が有りました。 〔市原文〕、令和3年4月1日以降は(中略)初診時及び再診時の選定療養費を徴収することになります。 〔仮(案)〕、受診される場合は、令和3年4月1日以降は(中略)初診時及び再診時の選定療養費を「ご負担いただきます。」 ⇒添付画像B49-2 市民病院「徴収」 2)タイトルが、「(地独)市立吹田市民病院の地域医療支援病院の承認について」 ⇒承認は、厚労省ですか。それとも、大阪府ですか？。パッと見たら吹田市が承認…と思ってしまいました。 3)出来れば、適用除外の項目についての記載があれば、良かった。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)及び3)について 改めてとなりますが、当該ホームページについては、地域医療支援病院に承認されてから一定期間を経て選定療養費の徴収についての周知は行えたものと判断し、今回の意見要望以前の本年8月中旬に既に削除しておりますので対応できかねます。 2)について 地域医療支援病院制度は都道府県知事が個別に承認する制度であるため、大阪府知事による承認です。	健康まちづくり室	R6.10.21	R6.10.28

令和6年度（2024年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
41	吹田市役所での職員の方の、行政の仕方が、私に対して市民・府民の声や開示書をした事の対応	私が、今迄、吹田市で、役所に通う意見が有り、今迄通り、意見として、市民総務室の1Fのコーナーで、19年度夏度々、申し上げ、府や市政に対しての書面を見て頂いたり、それを、情報公開の上の階の市民総務室の窓口で、今年の6月位に、開示のかかりに請求しました、処、求めたのが書類として周って来ました。私の書いた意見としての記録です。もっと以前も、市民・府民の声として、大阪市の役所の方でも、私は来訪した。22年度6月位、その様な事を本格的に、開示情報として、又、した時が、24年度、春頃、有りました。それをお見せして、出窓口の、〇〇様というこの1Fの市民総務室の方に、持参した時もあり、説明も受けました。今の方も、その〇〇様という女性職員で、私は、今日の時の出来事を、今迄の直接した、事について意見に付いて〇〇様にも言い、書記されてました。今迄、私が受けた、吹田市役所の職員からこの2019年夏～2024秋迄の5年間に、直接、対応出来た、職員の対応の苦言を言った出来事、市民・府民の声として記録として届いているのか、吹田市の行政の方に問い希望をします。	御要望のありました、2019年夏～2024年秋までの5年間に寄せられた市民の声について回答いたします。 申出人の氏名と住所が一致する、申出人御本人のものと特定した市民の声は、令和4年度(2022年度)に2件ございました。	市民総務室	R6.10.16	R6.10.29
42	B41-2。吹田市HP(Top頁)の下段の「吹田市公式SNS」内のX(旧Twitter)の存続の検討が必要。	9/21に投稿。10/8に市から回答を頂きましたが、疑問点があります。 【投稿内容(再掲)】2)2024年の能登半島地震、南海トラフ地震臨時情報、台風10号、糸田川氾濫注意、竜巻注意報、9月1日の防災総合訓練などの発信は皆無です。 ・市回答:吹田市公式Xは、現在も災害情報など緊急性の高い情報を中心に発信しており、2024年においても南海トラフ地震の臨時情報や台風、疫病関連の情報をなどを発信しています。 ・市回答:9月1日の吹田市地域防災総合訓練についても、(中略)実動訓練終了のポストを行っております。 ⇒吹田市の「X」の内容を全て見ましたが、見つけれませんでした。 お忙しい所、申し訳ありませんが、市のPC上に「X」の画面を表示して頂いて、前記の市回答(2024年発信)の表示画面の“スクリーンショット”を回答時に添付をお願い致します。 【投稿内容(再掲)】3)掲載の順序が、最初に2019年の千里山交番襲撃事件で有り、発信年も混在(入り乱れて)しており、時系列化されていません。 ⇒添付画像B41-2吹田市公式X-千里山交番 ・市回答:吹田市公式Xにつきましては、(中略)×社のシステム仕様によるため、利用される環境に応じて最新の情報が表示されない場合があります。 ・市回答:最新の情報をご覧いただく方法の一つとして、SNS「X」のウェブサイト内にある吹田市公式アカウント「吹田市役所」(リンク表記) ⇒豊中市の「X」では、最初に1月1日の能登半島地震での救助隊・救急隊の出動画像があります。 ⇒添付画像B41-2豊中市公式X-能登地震 ⇒市回答の「吹田市役所」(リンク表記)をクリックしましたが、「このページは存在しません」の表示。 広報課は、吹田市の「X」の降順の不具合の現状から、SNS「X」を運営している×社と、技術的な改善策を協議されませんか。 ⇒添付画像B41-2吹田市リンク先存在せず 【投稿内容(再掲)】4)後藤吹田市長さんのメッセージも2件ほどで、活用されているとは思えません。 ⇒後藤吹田市長様へ。吹田市の「X」の現状から、継続使用または改善のご検討をお願い致します。 ※吹田市の「X」の年間使用料金額を教えてください。 ※広報課からの今回の回答文のタイトルが「市民の声No.8425、8434について(回答)」です。 ・投稿者の<件名>の文言の記述がありません。加えて、No.8425、8434の数字は、市役所内での管理No.と思われる、投稿者には通知されていない数字です。⇒投稿者の<件名>の文言の記述が必要。 更に、回答のメールに異なる投稿2件の内容が記載されており、また危機管理室への質問に対する回答文がありません。吹田市の業務処理に疑問が生じます。 ⇒回答をするに際して、上席者の決裁を受けられたのでしょうか？ ⇒市民総務室の方へ。市民の声の、ルールは、どのようになっているのでしょうか。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	9月1日の発信画面については別添のとおりです。また、9月1日の地域防災総合訓練の発信に関しては、広報課が広報班として担当しているため、危機管理室に代わってお答えしています。 SNS「X」の表示方法については、X社の意向によるものであり、技術的な改善策を協議するものではないと考えています。本市におけるSNS「X」の年間使用料は0円です。 また、市民の声への回答については、決裁を受けた上で行っております。 (担当:広報課) 市民の声は、御意見の内容に応じて当該業務を行っている室課へ回答を依頼しております。 2件以上の異なる御意見に対して、とりまとめて1件の文書として回答するかどうかなどの具体的な方法については、特にルールはなく、各室課で判断しております。 (担当:市民総務室) ※添付画像については、公表しておりません。	広報課、市民総務室	R6.10.15	R6.10.29

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
43	市報すいたの掲載について	回答をいただきましたが、シンプルに書かれていますが説明になっていないですね。 ①総合的に判断って使い勝手は良いかもしれないですが、今回のゴルフ大会では目的や寄与度も含めどう判断されましたか。 ②ホームページをみる限り、ガンバ大阪とはパートナーシップ協定を締結されていますが、それ以外の協定など結ばれていませんよね。プロスポーツやアマチュアスポーツ大会など掲載するのにあたり明確な基準が知りたいのです。 ③問い合わせ先もイベントのことならわかりますが、大会の詳細な内容など問い合わせをしましたが対応が曖昧な感じでしたけどね。 ④市民は正確な情報を得たいのであり、市報で曖昧な内容を掲載はいかがなものでしょうか。〇〇さんでしたっけ、あなたがはこの説明を聞きわかりましたってなりますか。他人事ですね。 【回答】 市報は、事業の内容や目的、スポーツ振興の寄与度などを総合的に判断し、様々な競技の市民招待事業などを掲載しているところです。 次にゴルフ大会の問い合わせ先が明治安田大阪本部になっていることについて、チケットの購入や無料招待などのお問い合わせについて総合的に回答できる窓口として掲載しております。 最後に人数の変更に關する市のホームページの記載は特にせず、最新情報の確認は申込フォームから確認いただくようにいたしました。	令和6年10月9日付6吹都魅文1167号で回答したとおり、吹田市民をゴルフ観戦に無料招待いただくことで、スポーツ推進計画の基本目標2であるスポーツの魅力に触れることができる環境づくりに資するものであることから市報に掲載したものです。 プロスポーツやアマチュア大会のみならず、市民招待等の企画があるものについては、事業内容を検討の上、市報すいたへ掲載しておりますが、今回の記事については有料の大会案内も同等に掲載したことにより誤解を与えていることとなったことは事実として受け止め、今後は無料招待事業のみの掲載とするようにしてまいります。 また、今回募集人数の変更について、市のホームページには掲載しておりませんが、御指摘のとおり最新情報を掲載するよう努めてまいります。	文化スポーツ推進室	R6.10.16	R6.10.29
44	B42-2。【2024年改正道路交通法】自転車違反に「青切符」「赤切符」。「車は車道を走る自転車を守る法整備」について	9/23に投稿。10/2に市から回答を頂きましたが、意見・要望。 政府は、自転車の交通事故防止を図るため、自転車走行中のながら運転や酒気帯び運転に罰則科す「道路道交法」について、2024年3月5日に閣議決定された道路交通法の一部を改正する法律案について、2024年5月17日、国会において改正道路交通法が可決・成立。2024年8月30日に、2024年11月1日より施行することを決定。 11月1日から「自転車の危険な運転に新しく罰則が施工される」に伴い。吹田市は、10/7にHPの新着情報にタイトル「道路道交法が改正されます(令和6年11月1日施行)」を掲出されましたが、 ⇒添付画像B42-2 改正道路交通法 1)吹田市のタイトルでは、市民は自動車の運転関係と思われ、誰も自転車の運転に伴う改正とは、思われなないと考えます。 ⇒タイトルに、自転車、危険行為、酒類提供店、罰則などの用語を含むタイトルにして、市民が関心を持って、安全運転に取り組んで頂けるようにする必要があります。 ・10/21時点のサイトの閲覧者数を教えて下さい。 2)総務交通室は、今回の法律改正の趣旨を考えた場合、市HP以外に市民および関係箇所への周知はされましたか？。公共施設の掲示板や市報10月号に掲載されていなかったように思います。 ・高校、大学など、自転車通学関係者に対して。 ・保育園、幼稚園などへの送迎関係者に対して。 ・スーパー、病院、企業など、自転車利用者が多い施設に対して。 ・吹田市役所など公共施設や市営の駐輪場への通勤者、利用者に対して。 ⇒添付画像B42-2 市役所職員自転車置き場 ・酒類提供店への周知。 3)サイトには、「自転車運転者講習制度」について、対象年齢の記載がありません。 ※万が一、講習を受ける場合は、学業、仕事などへの影響の可能性がある、と思います。 4)青切符・赤切符の記載がありません。※警視庁資料「自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の適用」⇒リンクは、別メールに記載。 5)小学生に対する自転車の交通安全教育を全体的に充実させていく。※警視庁資料「同上」 6)[再掲] 改正道交法には車道を走る自転車を守る法整備も行われ、車道を走る自転車を追い抜く車に対して自転車との間隔に応じた安全な速度で走行するよう義務付けられました。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見募集中」である事から、供覧を願います。 ※広報課に市民への情報周知の観点から供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)、3)、4)、6)について 市民の皆様により詳しく伝わるように内容を外部リンクとともに、市ホームページに盛り込みました【ページ番号1019927】。 ただし、従来より存在している赤切符については、敢えて記載しておりません。 また、10月21日時点のサイトの閲覧数はホームページを管轄している広報課に照会したところ、369回の閲覧がありました。 2)について 改正道路交通法の市報への掲載は、市報すいた11月号に掲載しております。 また、昨今ペーパーレス化が進んでおり警察庁自体がチラシの配布を行っていないため、警察庁の広報チラシの公共施設への掲示は行っておりません。 市ホームページが一番詳細に内容を記載しておりますので、市民の皆様には市ホームページ及び市報すいたで内容の周知を図ってまいります。 5)について 吹田市と吹田警察署協働で市内36校すべての小学校で交通安全教育を実施しており、自転車に関する交通安全教育は3年生または4年生を対象に実施しております。	総務交通室	R6.10.21	R6.10.29

令和6年度（2024年度） 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
45	吹田市立江坂図書館の委託業者の対応に関する苦情	10/20午前に江坂図書館の方より80才になる父に「本にシミがある」と電話がありました。父は確かにその本を借りていましたが、古い本でしたので参考程度にペラペラとめくっただけで、母に返却を依頼、母も返却ボックスに返しただけで、私たち家族はその本を汚してはおりません。今まで、シミがあつたり汚れていたり、折れ目がついていたり、破れたりした本を目にしたこともありましたが(私たちが借りる時はすでに汚れておりました)が、このような電話がかかってきたことはなく、父は怖がっており、家族全員で、「このような濡れ衣を着せらるのなら、もう怖くて吹田市の図書館からは借りれない。」と思いました。図書館に電話して事の次第をお伺いしたところ、こちらからかけているのに「お待ちください」と折り返しではなく待たされて(一旦切って再度かけなおし、折り返ししていただきました)が、ご担当の〇〇様からは、部下が自分の指示でやったとのこと。私たち家族の総意としてシミで注意をするなら返却BOXではなく窓口で確認したらどうか伝えましたら、業務の負担でそれは難しいとのこと。いちいち電話をかけるのは負担ではないのでしょうか。それでは、貸す前にシミを確認してはというと、それもできないとのこと。確認の電話をされても、知りませんと答えるしかなく、なんの意味もない。(あるいは私たちが疑われたままで、注意をしたから今回は見逃す、というような図書館の方針なのでしょうか？罪を押し付けられて不愉快です。)私たちは濡れ衣を着せられただけの業務で、大変不愉快なのに、自分たちはこの業務を市から委託されているだけでそういう契約内容とのことでした。では、市が私たち市民に不快と疑惑を与える業務を委託しているとのことですね？ということになりますとのこと。市に訴えてもよいとのことでしたのでこうしてご連絡させていただきまます。会話を録音して聞いていただきたかったです。〇〇様の言い分ではご自身に罪はないという感触でしたが(もっと言い方はあるかと思いますがここは個人の仕事に対する裁量なので市はどうしようもないと思います)、何か私たちが借りるほうが濡れ衣を着せられて不快に思わない業務方法を考えていただけませんか？①まず貸出の前にシミを確認してから棚におく②BOX返却を辞めてカウンターで確認する(業務上無理とおもいますが、それなら電話確認を省略すべきでは？)③徹底的に「シミや破れは許しません！」などと返却口にポスターを貼るなどどこか妥協点はあると思うのですが。小さいお子さんの絵本など、いたしかたない場合はどうするのでしょうか。業務内容を優先して市民の心情を慮れない態度ではないでしょうか。「市民を不快にさせるような図書館は利用しない方がいいのかしら？借りて濡れ衣を着せられるなら罪もないのに弁償したらいいのかしら？だったら図書館はいりません。罪を押し付ける市も怖い。豊中市の友人ははそんな思いをしたことないのかしら。」と歪曲した考えに陥っています。吹田市はもっと住みやすい市で会って欲しかったです。せっかく新しい図書館になったのに台無しです。市としての見解の回答を希望いたします。よろしく願いいたします。	職員が新たに汚れや破損等に気づいた際には、ご不便をおかけしなかったかどうかの確認のため、利用者の方にご連絡を差し上げることがございます。利用者の皆様に図書館の資料を気持ちよくお使いいただく目的で行っており、ご家族様へのご連絡も上記のような趣旨でございました。しかしながら、職員の対応が電話口の方のお気持ちを無視するようなものとなってしまったことを陳謝申し上げます。ご提案の啓発ポスターの掲示につきまして、お借りいただいた資料に汚れや破損等に気づかれた際には、ご返却時に窓口の職員にお知らせくださるよう、利用者の皆様をお願いする旨の掲示を設置することを検討いたします。また、指定管理事業者には利用者の皆様が不安や誤解を抱かないように、よりいっそう丁寧かつ慎重な対応を心掛けるよう、申入れを行います。	中央図書館	R6.10.21	R6.10.30
46	後藤市長のプロフィールについて	偶然発見したのですが、後藤市長のプロフィールのページに、大阪星光学院ご出身と記載されています。ですが、確か私立灘中学・高校ご出身だったと記憶しています。 また、どうしてか分かりませんが、ウィキペディアにも同様に大阪星光学院ご出身との記載があります。 更に、現在掲載されている市長のお写真が、何か違和感を感じさせます。必要でしたら、最新のご本人のお写真に変更していただけると良いなと思います。たまに新しいのに更新されると、私達も安心ですし、楽しいです。	市長の出身校につきましては、大阪星光学院中学校・高等学校卒業でございます。また、市長の顔写真につきましてもご意見を賜りありがとうございます。今後の対応の参考とさせていただきます。	秘書課	R6.10.21	R6.10.31